

# 公共施設への太陽光発電設備導入に係るサウンディング型市場調査 実施要領

## 1. 調査の目的

本市は令和2年11月に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言し、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出抑制やエネルギーの地産地消に取り組んでいます。

現在、ゼロカーボンシティ実現に資する施策のひとつとして、PPA等による市が所有する公共施設への太陽光発電設備の導入を検討しています。そこで、民間事業者の視点から自由かつ実現可能なアイデアやノウハウを生かした提案を募集し、PPAをはじめとする有効な導入手法を検討するため、サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

## 2. 対象施設

対象施設は（別紙1）のとおりとし、（1）～（3）に分類しています。

### （1）導入可能性調査現地調査実施施設

市が実施した導入可能性調査において現地調査を実施し、設置面積や想定出力を把握しています。

### （2）現地調査未実施の学校施設

上記導入可能性調査の対象ではありますが、現地調査を実施していないため、屋根面積は衛星写真を基に算出しています。

### （3）第2学校給食センター

現在建設中で、令和6年1月引き渡し予定の施設であり、太陽光発電設備の導入を見込んで設計されているため、設置面積を把握しています。

## 3. スケジュール

実施要領の公表	令和5年6月26日（月）
サウンディングの参加申込	令和5年6月26日（月）～令和5年6月30日（金）
サウンディングの実施日時 及び場所の連絡（対面又はオンライン）	令和5年7月3日（月）までに連絡
サウンディングの実施	令和5年7月3日（月）～令和5年7月31日（月）
実施結果概要の公表	令和5年8月公表予定

#### 4. サウンディングの内容

2. 対象施設について、太陽光発電設備の導入手法等をサウンディングします。なお、活用可能な補助金制度を考慮した提案も可とします。

#### 5. サウンディングの手続き

##### (1) サウンディングの参加申込

サウンディングへの参加を希望する場合は、(様式1) 参加申込書及び(様式2) 市提供資料に関する誓約書に必要事項を記入の上、件名を【サウンディング参加申込(事業者名)】として、電子メールにより提出してください。参加資格を判断し、参加の可否を連絡し、2. 対象施設の資料を提供します。

##### (ア) 申込受付期間

令和5年6月26日(月)～令和5年6月30日(金)

##### (イ) 申込先

8. 問い合わせ先参照

##### (2) サウンディング実施日時・場所の通知

実施日時及び場所(対面又はオンライン)については、参加申込のあった事業者と調整の上、令和5年7月3日(月)までに電子メールにて連絡します。なお、サウンディングは複数回行う場合があります。

##### (3) サウンディングの実施

サウンディング実施日までに提案書(様式自由)を作成の上、件名を【提案書の提出(事業者名)】として、8. 申込先に電子メールにより提出してください。なお、提案書の内容が、市が検討している事業内容と大きくかけ離れている場合は、サウンディングを行わない場合があります。

##### (ア) 実施期間

令和5年7月3日(月)～令和5年7月31日(月)

##### (イ) 場所

対面又はオンラインで実施します。5.(2)のとおり詳細は事前に連絡します。

##### (ウ) その他

サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護の為個別に行います。

##### (4) サウンディングの結果の公表

サウンディングの結果は、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。

## 6. 参加事業者の資格要件等

### (1) 参加事業者の条件

- (ア) 参加事業者は暫定利用した場合に、提案内容を主体的に実施することができる能力を備えた法人、個人事業主又は任意の団体のいずれかの者とします。
- (イ) 参加事業者は単独又はグループ（複数の企業・団体の共同体）とし、グループで申し込む場合には、全ての構成員とその役割を明確にしてください。

### (2) 参加事業者の要件

参加事業者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とします。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員又はその構成員の統制下にある者でないこと。
- (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」）という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (オ) 市税（本市に対して納税義務のあるものに限る。）を滞納していない者であること。
- (カ) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていない者であること。

## 7. 留意事項

### (1) 参加事業者の取扱

サウンディングへの参加は、今後の事業者公募時等における評価の対象とはなりません。

### (2) 費用負担

申込に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加事業者の負担とします。

### (3) 提出書類の取り扱い及び特許等

- (ア) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属しますが、提出書類は返却いたしません。
  - (イ) 参加事業者の提出書類については、当該申込に係る暫定利用の審査等、本制度の運用に必要な目的以外で参加事業者に無断で使用することはありません。
  - (ウ) 申込内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加事業者が負うものとしします。
- (4) 法令の遵守
- 参加事業者は、申し込むに当たり、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、暫定利用時における法令適合のリスクを負うこととします。
- (5) 追加対話への協力
- 本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照合含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

## 8. 問い合わせ先

郵便番号：〒359-8501

住 所：埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

担 当：所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課

電 話：04-2998-9133

F A X：04-2998-9394